

国際的刑事協力の一局面としての犯罪人引渡し

— 日独の法状況とドイツの判例 —

實原 隆志

Auslieferung als ein Aspekt der internationalen Rechtshilfe in Strafsachen
- Japanisch-deutsches Umfeld des Rechts und Rechtsprechungen in Deutschland

Takashi JITSUHARA

< 目次 >

1. はじめに
2. 日本とドイツの法律規定の比較
 - (1) 犯罪人の引渡しに関する日本国内の規定
 - (2) 犯罪人の引渡しに関するドイツ国内の規定
 - (3) 両国の規定の比較
3. 時効と犯罪人の引渡しに関するドイツの判例
 - (1) ドイツ連邦通常裁判所2008年4月15日決定
 - (2) オルデンブルク上級地方裁判所2009年4月6日決定
 - (3) ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷第2部会2009年9月3日決定
 - (4) ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷第2部会2009年10月9日決定
4. おわりに～日独の状況を比較して

1. はじめに

近年においては、犯罪が行われた国とその証拠が存在し、または犯人が滞在している国が異なっていることも珍しくない。この場合には外国領土にある証拠を国内の裁判所で用いる必要があり、また国境を超えた身柄の移動が必要な場合もある。証拠の収集や利用に関わる前者の問題については別の機会に検討することとし、本稿では「犯罪人」の引渡しをめぐる問題に焦点を当てたいと思う。

被疑者等を国外に引渡す場合には、国外からの請求に応じる場合と、外国当局に引渡しを請求する場合とがありうる。基本権との関係で議論されることが多いのは外国機関からの引渡請求に応じるべきかどうかという、前者の問題に関わる論点であるため、本稿もこの点に絞って議論を行うことにする。

2. 日本とドイツの法律規定の比較

(1) 犯罪人の引渡しに関する日本国内の規定

外国領土への引渡しについては1953年に制定された逃亡犯罪人引渡法が適用され、特別の条約が締結されている場合には締約国間ではその条約が適用される。逃亡犯罪人引渡法は2条9号において逃亡犯罪人が日本国民であるときには引渡しを拒否できるとする一方、条約で別段の定めをすることも認めている。たとえば1978年には日米犯罪人引渡条約が締結されているため、アメリカからの引渡請求に関しては逃亡犯罪人引渡法とは異なる要件が適用される場合がある。以下では逃亡犯罪人引渡法の規定に加えて日米犯罪人引渡条約の規定についても必要に応じて紹介することにする¹。

現行の制度

逃亡犯罪人引渡法2条5号は、日本国の法令によれば時効が完成する場合には引渡しの拒否を認める規定であると理解されている²。この規定については条約で別段の定めをすることが認められておらず、条約に関わりなく妥当する要件となっている。

また、逃亡犯罪人引渡法2条3号と4号は国外への引渡しについて双罰性を要求している。この要件は日米犯罪人引渡条約においても同様である(同条約2条1項)。双罰性とは犯罪人の引渡しの当事国双方において犯罪として処罰されうることであり、アメリカとの関係で考えるならば日米両国において処罰の対象となっている行為のみがアメリカへの引渡しの対象になる。たとえば共謀罪は日本においては現在のところ導入されておらず、犯罪の共謀の疑いを理由とした国外への引渡しは拒否できることになる。犯罪人の引渡しは国際刑事共助の領域に属する分野であり、このような国際協力の分野としては証拠を収集・利用する場面での協力も議論になることが多いが、国境を超えて証拠を利用・収集する場合には双罰性は要求されていないこともある。このように考えると、逃亡犯罪人の引渡しの要件は比較的厳格であると言える。

なお引渡しの対象について、逃亡犯罪人引渡法は双方の国において死刑、無期、もしくは最高刑が3年以上の懲役・禁錮となっている行為に限定している。国外に証拠の収集・利用を請求する場合にはこのような要件がないことと比較すると厳格なことがわかる。しかし日米犯罪人引渡条約は最高刑を1年以上と規定しており、アメリカの請求を受けて行われる引渡しの場合にはその要件が緩和され、より多くの行為が引渡しの対象となる。

逃亡犯罪人引渡法2条6号は、犯行を行ったと疑う合理的な根拠が必要であると規定している。この点が問題となった判例として2004年3月29日の東京高等裁判所の決定がある³。証拠の収集等に関わる日米間での捜査共助の場合には、共助が求められている証拠が捜査にとって不可欠であるかを請求国が説明する必要がない。このように考えると、犯行を行ったと疑う根拠を示す必要性という点でも逃亡犯罪人を引渡す要件は厳格であると言える。

1 もちろんこのような条約はアメリカ以外の国とも締結されているが、本稿では頁数の都合もありアメリカとの間で締結された条約のみに焦点を当てる。

2 相澤恵一「逃亡犯罪人引渡における双罰性」『新実例刑事訴訟法』(平野龍一・松尾浩也編, 1998年) 310頁。

3 この事件では日米犯罪人引渡条約3条及び逃亡犯罪人引渡法2条6号が要求する犯罪の嫌疑について法と条約の解釈が争われた。請求国であるアメリカの法令に基づけば経済スパイ罪等の嫌疑が必要であり犯罪の嫌疑を認めるのは簡単ではない一方で、被請求国である日本の法令に基づく犯罪は窃盗罪や器物損壊罪などであり、犯罪の嫌疑が比較的認めやすいものであったため、どちらの国における嫌疑を基準に判断すべきであるかが問題となった。判例時報1854号(2004年)31頁以下、判例タイムズ1155号(2004年)118頁以下参照。

現行法に対する批判

逃亡犯罪人の引渡しに関するこのような要件に対しては批判もある。まず時効の成立を理由とした引渡しの拒否については、時効の完成を理由にして被請求国が引渡しを拒絶すると逃亡犯罪人が不当な利益を得ることになるとの批判がある⁴。また、近年の流れとして双罰性を緩和する傾向があると指摘されることもあり⁵、このような国際的な流れに遅れるべきではないと考えるとすれば、逃亡犯罪人引渡法や日米条約が引渡し要件に双罰性を含んでいることは批判的に理解されることになるであろう。

小 括

このように日本における犯罪人引渡しは、外国から証拠を収集するような場合と比較するとその要件が多少厳格であり、これに対しては批判がある。次に、このような状況についてどのように考えるべきか検討するために犯罪人の引渡しに関する議論が活発なドイツの状況を概観し、参考をしたい。

(2) 犯罪人の引渡しに関するドイツ国内の規定

ドイツ国外に犯罪人を引渡す根拠は国際刑事司法共助法 (Gesetz über die Internationale Rechtshilfe in Strafsachen : IRG) である。国際刑事司法共助法は犯罪人の引渡しと国境を超えた証拠の利用・収集に関わるものであるが、以下では引渡しに関する規定に焦点を絞る。国際刑事司法共助法は国際法上の義務についてまで規定するものではなく、国際法上の義務については欧州、もしくはEUレベルの条約によって規定されている。

国際刑事司法共助法は9条2号において、ドイツ法に従って刑の時効が成立している場合には引渡しは認められないとする。その一方でEU犯罪人引渡条約は8条において、被請求国法による時効の完成は引渡障害とは認められないと規定している。

また国際刑事司法共助法3条1項はドイツ国外への引渡しについて双罰性を求めている。これは欧州犯罪人引渡条約においても同様である。しかし、双罰性の要件はドイツが放棄しようと思えば放棄できる要件であるとの指摘もある⁶。さらにEU犯罪人引渡条約は3条1項において、共謀罪の場合には被請求国が処罰の対象としていなくても引渡しに応じなければならないと規定し、欧州犯罪人引渡条約よりも引渡しの要件を緩和している。さらに、国際刑事司法共助法は引渡しの対象を最高刑が1年以上の自由刑であるものに限定し、欧州引渡条約も同様の規定をしているが、EU犯罪人引渡条約2条1項は被請求国において最高刑が6か月以上の自由刑である犯行についても引渡しの対象になるとしている。

最後に、国際刑事司法共助法10条2項は、訴追されている者が犯行を行ったことについて十分な容疑があるか審査すべきと思わせる特別な状況がある場合には、十分な犯行容疑を導けるような事実を描写しなければ引渡しは認められないとしている。

(3) 両国の規定の比較

以上述べたところから、時効の成立を理由として引渡しを拒否できるかどうか、共謀罪に関する双罰性の要件の有無などの点において、日本の法律の方が文言上の要件は厳格であることがわ

4 森下忠「双方可罰主義の緩和」『犯罪人引渡法の研究』(2004年)31頁以下。

5 同「アジア諸国における犯罪人引渡しを促進するための若干の提言」前掲書29頁。

6 Otto Lagodny, Internationale Rechtshilfe in Strafsachen 4.Aufl., Schomburg/ Lagodny/ Gleß/ Hackner(Hrsg.), 2006, S.46.

かる。また、たしかにドイツ国際刑事司法共助法10条2項も犯行容疑を導けるような事実を求めているが、すでみたようにそれもそのような事実が必要と思われる場合に限定されており、この点においても日本の制度よりも手続的要件は比較的緩やかであると言える。

日本の制度と比較するためにドイツの制度を参照する場合、文言だけではなくその判例実務も見る必要がある。特に時効の成立と引渡しの問題はドイツの判例においてもしばしば議論されており、以下ではこの点に関連するドイツ国内の判例を紹介したい。

3. 時効と犯罪人の引渡しに関するドイツの判例

先に見たようにドイツの国際刑事司法共助法9条2号は、引渡しの請求国と被請求国のいずれかの国において時効が成立した犯行は引渡しの対象とはならないと規定する。ところが近年、被請求国においては時効が成立している行為についても引渡しを認める条約が締結されており、それらの条約と国際刑事司法共助法9条2号との関係が問題になってきた。

(1) ドイツ連邦通常裁判所2008年4月15日決定⁷

事件の概要

この事件ではポーランドの刑事当局からドイツに対してなされた引渡請求が問題となった。ドイツ国籍を有する者が1992年8月14日にポーランド国内のアウトバーンで死亡事故を起こした。この事故についてポーランド法によれば2017年8月14日まで時効が成立しない一方で、ドイツ法に従えば1997年8月に時効が成立する。この事件について欧州逮捕令状が2004年12月6日に認められ、2007年3月9日にドイツに対してポーランド当局が彼の引渡しを請求した。

これについてバンベルク上級地方裁判所は、国際刑事司法共助法9条2号が引渡しの障害になるのではないかと考えた。バンベルク上級地方裁判所は欧州逮捕令状法について、欧州逮捕令状を根拠とした引渡手続についても国際刑事司法共助法9条2号が適用できるとの立法者意思を導き出し⁸、それに従えば本件引渡しは認められないとした。しかし、バンベルク上級地方裁判所が引渡しを認めなければ先例と矛盾する恐れがあるとして事件を連邦通常裁判所に移送し、それを受けて連邦通常裁判所が下したのがこの決定であった。

仮にバンベルク上級地方裁判所の理解とは異なり、この事件において引渡しを認めるとすれば、国際刑事司法共助法9条2号、そして自国籍の保有者の引渡しは拒否できると規定する欧州引渡条約6条1項a号以外の規定を適用する必要があった。

国際刑事司法共助法82条は、欧州逮捕令状に基づいてEU加盟国に引渡す場合には適用できない規定を列挙している。そこに同法9条2号も含まれていれば欧州逮捕令状に基づくEU加盟国への引渡しについては同法9条2号は適用できず、本件においても引渡しが可能になる。

さらに2003年7月17日にドイツとポーランドの間で締結された条約(以下、「ドイツ・ポーランド条約」)は4条において、時効の成立についての判断は請求国の法を基準とすると規定している。この条約を適用できるのであれば本件ではポーランド法が適用されることになるために時効は成立せず、ポーランドへの引渡しも認められる。ドイツにおいては2000年11月29日に基本法16条2項が改正されたことで引渡しから保護される基本権を制限できるようになっており、ドイツ・ポーランド条約については2004年4月29日にドイツ国内への転換法も成立している。また、ポーランドにおいても2006年の憲法改正によってポーランド国籍を有する者を国外に引渡せるよ

7 NJW 2008, S.1968ff.

8 国際刑事司法共助法82条は、欧州逮捕令状がある場合は引渡しを拒否できないと規定している。

うになった。加えて1957年の欧州犯罪人引渡条約に関連する2002年6月13日の枠組み決定は4条4号において自国の法に従えば時効が成立する場合には引渡しを拒否することを認める一方、31条2項は枠組み決定を受理した時点で妥当している二国間条約を適用することも認めている。以上のような理由で国際刑事司法共助法9条2号ではなくドイツ・ポーランド条約を適用できるのであれば、本件においても引渡しが可能となる。

決定の概要

まず国際刑事司法共助法82条は国際刑事司法共助法9条を挙げていないため、国際刑事司法共助法9条2号は欧州逮捕令状に基づくEU加盟国への引渡しについても適用でき、引渡しを認める根拠にはなりえないと判断された。

連邦通常裁判所はまた基本法16条2項が改正されたことについて、基本法16条2項2文による基本権の制限は法治国家の諸原則が保たれていることを条件としており、法律の留保としては慎重なものであると指摘した。このことから連邦通常裁判所は、2000年に基本法16条が改正されただけではドイツ国籍保有者の引渡しに直接的には作用しないと述べた。次に転換法が成立していることに関しては、転換法がこの法律によって制約される基本権として基本法16条2項1文の自由を挙げていないことを指摘した。さらに、2006年7月20日に欧州逮捕令状法が刑事訴追を目的とするドイツ国籍保持者の引渡しを認めたことについても、それによってドイツ・ポーランド条約の適用領域が広がるわけでもない述べ、自国民の引渡しを認める欧州逮捕令状法と、時効の成立と引渡しの可否に関するドイツ・ポーランド条約の問題とを別の問題として扱った。

以上のことからドイツ・ポーランド条約は国内法に転換されているにもかかわらず、ドイツ人を国外に引渡す根拠としては認められなかった。

解説

この決定を通して明らかになったのは、引渡当事国のどちらかで時効が成立する場合に引渡しを認めない国際刑事司法共助法9条2号と、時効の成立に関して請求国の法を基準とする二国間条約の関係についてである。連邦通常裁判所は国際刑事司法共助法9条2号の適用を原則とし、この規定とは異なる内容を含む条約の適用に対して慎重な姿勢を示したと言える⁹。

この決定によって、適用されるべき法律・条約が明らかにされた一方で、国際刑事司法共助法9条2号をどのように解釈・運用すべきかという問題は残されたままであった。この点を問題にしたのが次に紹介するオルデンブルク上級地方裁判所の決定であった。

(2) オルデンブルク上級地方裁判所2009年4月6日決定¹⁰

事件の概要

この事件で引渡しを請求された者には2000年11月22日にポーランド国内の3か所のガソリンスタンドで発生した器物損壊などの容疑があり、これらの行為についてポーランド当局はドイツに引渡しを請求した。2007年11月19日に欧州逮捕令状が発行されており、これはさらに2007年8月13日のポーランド国内の区裁判所の決定を根拠にしていた。

ポーランド法によれば、これらの犯行容疑のうち2か所の犯行については2000年11月22日、残

9 転換法と基本法16条2項の関係に言及していることからすれば限りなく憲法判断に近い判決であり、ドイツ・ポーランド条約がドイツ人の引渡しには適用できないとした点で条約とその転換法を一部違憲としたのに等しいようにも思われる。

10 NJW 2009, S.2320ff.

りの1か所の犯行については2025年11月22日まで時効が完成しない一方で、ドイツ法を適用すれば2005年11月21日にはすでに時効が成立していた。この点についてポーランド当局は2002年11月20日から2008年8月30日の間に被告人に対して様々な措置が取られたと説明し、ポーランド当局はそれらの措置によって時効が停止していると考えていた。

その後、2009年3月30日の決定によってオルデンブルク上級地方裁判所はいったんは認めていた逮捕令状を取消した。時効との関係でポーランドに引渡せないのではないかと考えたためである。

決定の概要

オルデンブルク上級地方裁判所は国際刑事司法共助法9条2号によって引渡しは不適法であると述べた。確かに1985年には連邦通常裁判所が、国内では訴追時効が成立している犯行についても、請求国の刑事当局が行った措置がドイツの法規定によれば時効を停止するのに適した行為であれば刑事訴追目的で引渡せるとしていた。1985年の判例に従えばポーランドで行われた行為がドイツ法によれば時効を停止する効果を持つものであれば、引渡しを認めても国際刑事司法共助法9条2号とは矛盾しないということになる。しかし本件を審理した法廷は、1985年の連邦通常裁判所の判決の諸原則をドイツ人の引渡しという本件にも適用できるのかについて疑問を持つに至った。

先にみたように連邦通常裁判所は2008年4月15日の決定において、引渡しを求められている者がドイツ国籍を有している場合には、ドイツ法で時効になった犯行についてポーランドには引渡せないとした。そこでオルデンブルク上級地方裁判所もそこでの議論が本件に適用でき、ポーランドの逮捕令状でドイツの時効も停止したとは考えられないと判断した。

ところが、この問題はポーランド国内での時効期間が長いという事情を背景としているために本件の個別事例を超える意義をもっているとして、事件を連邦通常裁判所に移送した。なお、この移送を受けた連邦通常裁判所はまだ判断を明らかにしていない。

解説

2008年の連邦通常裁判所の判決がドイツ国籍を有する者の犯行について被請求国において時効が完成している場合には国際刑事司法共助法9条2号が適用されると判断したのに続き、本決定においてオルデンブルク上級地方裁判所は国際刑事司法共助法の解釈・適用についても慎重な姿勢を示したものといえる。

その後、オルデンブルク上級地方裁判所の移送を受けた連邦通常裁判所による判断が行われないうちに新たな決定がなされた。それが次に見る2009年の連邦憲法裁判所による決定である。

(3) ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷第2部会2009年9月3日決定¹¹

事件の概要

この事件はあるドイツ有数の企業のスキャンダルに関わるものである。ギリシャとドイツの国籍を有している異議申立人は以前にこの会社の経営者の一人であった人物であり、ギリシャ当局は贈賄やマネー・ロンダリングなどの疑いでドイツに対して彼の引渡しを請求した。この引渡請求は欧州逮捕令状に基づくものであり、ミュンヘン上級地方裁判所は2009年7月1日の決定によって引渡令状を発行し、2009年8月10日にはギリシャへの引渡しを認める決定を行った。

11 2 BvR 1826/09.

この2つの決定においてミュンヘン上級地方裁判所は、2008年4月18日にギリシャ国内で申立人に対して行われた事情聴取（Vernehmung）はドイツ刑事訴訟法78c条1項1号で規定されている行為と同等の行為であり時効を停止する効果を持つため、引渡しを認めても国際刑事司法共助法9条2号と矛盾しないと説明した。また実質的な理由として、仮に本件のような場合に引渡しを認めなければ外国に滞在することでドイツ国内での手続を逃れた者が時効を理由にして特権を与えられることにもなりかねないと述べた。

引渡しを認めたミュンヘン上級地方裁判所の2009年8月10日の決定に対して、基本法16条2項1文違反を主張して申立てられたのが本件憲法異議であった。以下、この申立てに対する決定について概観する。

決定の概要

連邦憲法裁判所は、ギリシャへの引渡しを認めたミュンヘン上級地方裁判所の決定は基本法16条2項1文に反するとした。連邦憲法裁判所の過去の判例によれば¹²、基本法16条ゆえにドイツ国民はその意思に反してその信頼する法秩序から遠ざけられてはならない。ところが本件で問題となっているミュンヘン上級地方裁判所の決定は基本法16条2項の基本権の保護領域を正しく解釈しておらず、また国際刑事司法共助法9条2号の解釈にも基本権の射程範囲との関係で問題があり、引渡しから保護される基本権を比例原則に反する形で侵害しているとした。

ところで連邦通常裁判所は1984年に、ドイツ法によれば時効を停止するのに適した行為を請求国の刑事訴訟当局が行っていれば引渡しの障害とはならないと判断したことがあり、ミュンヘン上級地方裁判所はこの点も引渡しを認める根拠として挙げていた。しかし連邦憲法裁判所は、その後ドイツ国籍保有者にも引渡しが可能になったという憲法状況の変化や¹³、2005年に連邦憲法裁判所が欧州逮捕令状法を違憲としたことなどが考慮されていない点でミュンヘン上級地方裁判所の判断には問題があるとした。

また連邦憲法裁判所は、ミュンヘン上級地方裁判所の決定に従えば引渡しの当事者は外国（本件ではギリシャ）の訴訟法についても説明しなければならなくなり、予測可能性との関係で問題が生じると述べた。

以上のことから連邦憲法裁判所は引渡しを認めた決定を無効とし、事件をミュンヘン上級地方裁判所に差戻した。憲法異議と同時に請求されていた執行停止の仮命令も行われ、引渡手続は中断されることになった¹⁴。そして申立人の手続は宙に浮いた形となった。

解説

本件部会決定はミュンヘン上級地方裁判所の見解を認めず、その前のオルデンブルク上級地方裁判所の判断を支持したものと理解できる。2005年には連邦憲法裁判所が欧州逮捕令状法を憲法違反であるとし、2008年の連邦通常裁判所の決定が国際刑事司法共助法の適用を優先したのに対して、犯罪人の引渡しについて慎重に検討する姿勢を示したものと言える。

ところでこの申立人に対しては本件で問題となった令状・決定の他にも逮捕令状が出されていた。

12 BVerfGE 113, 273. この事件の解説として、高橋洋「ドイツ国民を欧州連合国構成国に引渡すための実体的・手続的要件」『ドイツの憲法判例』（ドイツ憲法判例研究会編・2008年）301頁以下。

13 基本法16条が改正されたことを指していると思われる。

14 連邦憲法裁判所の決定によって引渡手続が停止されたのは初めてということである。

(4) ドイツ連邦憲法裁判所第2法廷第2部会2009年10月9日決定¹⁵

事件の概要

2009年6月29日にアテネの上級地方裁判所は欧州逮捕令状を発行した。この令状は9月の決定で問題となった事件とは別の犯行に関わるものであり、2004年のアテネオリンピックの中央セキュリティ・システム(“C41”)の受注詐欺の疑いに関わるものであった。異議申立人はこの会社の経営者として、発注を行うギリシャの公的機関に対して、アテネオリンピックで使用されるシステムを12ヶ月以内に完成できると述べた。これを受けてギリシャ側は申立人が経営する会社にシステムを委託することを決め、2003年5月19日に契約を締結した。しかし申立人の会社は実際には契約を履行する能力を有していなかった。ギリシャは契約代金を支払ったが、セキュリティ・システム「C41」は構築されなかった。これによってギリシャにすでに生じた、もしくは生じるであろう損害は2億5499万9000ユーロであったという。

申立人については他にも、オリンピック後にもギリシャの機関に「C41」の購入額を分割払いさせたという疑いがあった。この点も含めてミュンヘン検事長は2009年8月4日に申立人の引渡しを認めるよう求めた。ミュンヘン検事長の要請に基づいてアテネの控訴裁判所は2009年8月7日と14日に3つの補足ファックス書面を送信し、その書面では2004年9月にアテネオリンピックが行われた後、当事者間で当初の契約を多くの点で変更することで合意したと説明されていた。さらにC41について行われた支払いの目録も送られていた。その目録では、すでに一部の額が支払われたこと、また未払いの代金があるがその代金については減額される見込みであることが示されていた。ところが、申立人の会社に支払ったとの指摘はなく、それどころか申立人の会社に対してギリシャは広範囲で支払いを留保をしていることが示されていた。そして2009年8月11日の記録によれば、管轄当局の提案に基づき代金を減額する代わりに所得税を一定額免除することになったということであった。

ミュンヘン上級地方裁判所は2009年9月7日の決定によって申立人に対して引渡拘禁を命じ、この決定が本件憲法異議において問題となった。ミュンヘン上級地方裁判所によれば、ギリシャ当局が示した書面は合意された契約の支払いがまだ完了していないことを示しており、最後の一部支払は2008年7月6日に行われている。ミュンヘン上級地方裁判所は、詐欺罪の時効の起算点は最初に財産が取得された時点ではなく、最後に財産的利益が故意に取得された時点であるとの理解に立っており、これによれば本件詐欺事件の起算点は最後に支払いを行った2008年7月6日になる。ドイツ刑法によれば詐欺罪の時効は犯行から5年で成立するが、ミュンヘン上級地方裁判所の理解によれば本件詐欺容疑については時効は成立していないということになる。また、2009年6月29日のアテネ上級地方裁判所の検事長からの欧州逮捕令状についても十分具体的でもあり結果的に国際刑事司法共助法83a条1項5号の要請を満たしているとした。この決定を受けてミュンヘン検事長は2009年9月14日に申立人の引渡しを許可したが、この決定も本件憲法異議の対象となった。

ミュンヘン上級地方裁判所の決定とミュンヘン検事長の許可決定に対して2009年9月14日に憲法異議が申立てられ、異議申立人はさらに仮命令も求めた。異議申立人は批判されている2つの決定によって基本権が侵害されたと考えた。また、上級地方裁判所は犯行の容疑(Tatverdacht)を十分に審査しておらず、国際刑事司法共助法10条2項に反すると批判した。さらに、ミュンヘン上級地方裁判所は批判されている決定において国際刑事司法共助法の様々な規定を解釈する際に基本法16条2項についての議論を誤っており、異議申立人の釈明を恣意的な理由に基づいて拒否したのではないかと批判した。

15 2 BvR 2115/09.

決定の概要

本件において新たに扱われた論点は時効の起算点をめぐる問題である。ミュンヘン上級地方裁判所は時効の起算点を詐欺による利得が最後に得られた時点、本件ではギリシャによる最後に一部支払いがなされた2008年7月6日であると理解したため、本件で問題となっている詐欺について時効は完成していないとした。これに対して連邦憲法裁判所はミュンヘン上級地方裁判所とは異なり、時効の起算点は犯行が完了した時点であるとした。連邦憲法裁判所はこのように、時効の起算点についてミュンヘン上級地方裁判所とは異なる立場をとったため、2004年以降の部分支払いに関する言及はさほど重要な事項ではないと考えた。そこで連邦憲法裁判所は、なぜこのような言及が重要であるのかについて上級地方裁判所は明確に理由づけるべきであったと述べた。また連邦憲法裁判所にとってはどの時点で犯行が完了したのか、特に契約が変更されたことが新たな詐欺行為に当たるかについての説明が必要であったが、その点についての説明をミュンヘン上級地方裁判所が行っていないことも批判された。

国際刑事司法共助法83 a 条 1 項 5 号は、引渡しを求められている者が犯行を行ったのか疑う余地がある場合には、犯行時間、犯行場所、犯行への関与についてその容疑を十分根拠づけることができるように示さなければならないとしている。それにもかかわらず本件で問題となっている詐欺行為については財産の取得や損害の事情などが具体化されていないと指摘した。さらに、どのような文脈で支払いが行われたのかも不明確なままであり、ギリシャ国内で認められた欧州逮捕令状についても刑法上重要な財産的損害があったのか明らかではないと述べた。

以上のことから連邦憲法裁判所は、本件で問題となっているミュンヘン上級地方裁判所の決定は基本法 3 条 1 項と結びついた16条 2 項に違反しており、ミュンヘン検事長の許可決定もミュンヘン上級地方裁判所の決定を根拠にしているために、同様に基本法16条2項の異議申立人の基本権を侵害しているとした。

その結果連邦憲法裁判所は 2 つの決定を破棄し、事件を原手続を審査したミュンヘン上級地方裁判所ではなくバンベルク上級地方裁判所に差戻した。

解説

1) 2009年10月9日の部会決定について

2009年10月9日の部会決定はその1か月前の部会決定と同様に時効が成立していない、もしくは停止していることを理由とした引渡請求について慎重に審査した。基本的な方針に変わりはないが、10月の部会決定で特徴的だったのは事件をミュンヘンではなくバンベルクの上級地方裁判所に差戻したことである。

過去の判例において連邦憲法裁判所は、連邦憲法裁判所法95条2項の意味での管轄裁判所とは事物的に管轄のある裁判所という意味であって、場所の管轄を指すわけではないとしたことがある¹⁶。また、上級地方裁判所や連邦通常裁判所が原審とは違う地区の下級裁判所に事件を差戻したことが法的安全性などの点で問題がないのか検討した事件もある¹⁷。その事件においても連邦憲法裁判所は上訴裁判所のこの種の「選択権」を認める学説が多いことを指摘し、どこの下級裁判所に差戻すかの判断は上訴裁判所の法理解を貫徹するものであるとした¹⁸。

これらの判例からすれば10月の部会決定において連邦憲法裁判所が原手続を処理したミュンヘン上級地方裁判所とは別の上級地方裁判所に事件を差戻したことは判例上は正当化できる。しか

16 BverfGE 4, 412<424>.

17 BVerfGE 20, 336.

18 BVerfGE 20, 336<346>.

し次に問題になるのは、なぜこのような処理をしたのかということと、差戻す先としてなぜバンベルク上級地方裁判所が選ばれたのかということである。

10月の部会決定ではバンベルク上級地方裁判所が差戻審査をする上で検討すべき事項が挙げられている(段落番号39)。詳しい内容に触れる余裕はないが、すでに9月の決定によって時効の成立について慎重に検討するようミュンヘン上級地方裁判所に求めたにもかかわらず、その直後にそれに反する決定をミュンヘン上級地方裁判所自身が行ったことに対する不快感が表れているように思われる。時効の起算点という憲法というよりはむしろ刑事訴訟法上の問題と思われるような論点にも踏み込んでいるのもその表れかもしれない¹⁹。そしてミュンヘン上級地方裁判所以外の裁判所としてバンベルクの上級地方裁判所が選ばれた理由の一つとして、先に述べた2008年の連邦通常裁判所の決定がバンベルク上級地方裁判所から移送された事件であったことを挙げられるだろう。

2) 2009年に下された2つの決定について

2009年に連邦憲法裁判所が行った2つの決定はいずれも、引渡要件を緩和する各種規定を合憲的な範囲に限定して持ち出すことを求め、さらにそれらの規定の適用についても慎重に検討しようとした判例と理解できる。

2009年の2つの決定によって事件はミュンヘンとバンベルクの両上級地方裁判所に差戻されることになった。差戻された裁判所には連邦通常裁判所への移送決定を行うことが期待されており、さらに移送を受けることになる連邦通常裁判所には1985年の判例を変更することが期待されていると考えられる。

4. おわりに～日独の状況を比較して

犯罪人の引渡要件はドイツの制度の方が日本の法制度よりも文言上は緩やかであるように見えるが、本稿で紹介したいくつかの判例は犯罪人の引渡しを認める規定がドイツの判例実務において厳格に運用されていることを示している。その意味で、ドイツの引渡制度はその要件が若干緩やかなものに思われる一方で、引渡しに対する基本権保護は手薄ではないと言える。

日本国内に目を移せば、国境を超えた証拠収集・利用の分野ではすでにその要件が緩和されており、今後の法整備を通じて引渡しの要件も緩和されることは十分に予想されうる。日本において検討されるべき点は法が整備されて引渡手続が迅速化・簡素化されたとして、それをどのように統制すべきかということにあるように思われる。

ドイツ連邦憲法裁判所は2005年の判決において、国際社会からテロリストとして警戒されていた人物を釈放すべきであると判断したことで国内外から強い批判を浴びた。その結論の是非はともかくとしても、国内外からの強い批判を覚悟したうえで厳格な審査を行おうとするドイツの実務は日本国内で議論する上で参照すべき点を多く含んでいるように思われる。

(2009年10月16日脱稿)

* 本稿は平成21年度長崎県立大学教育研究高度化推進費B「情報の扱い方～情報の保護と公開に関する考察」の研究成果の一部である。

19 連邦憲法裁判所の第2法廷では2009年1月15日の決定において、連邦通常裁判所大法廷が下した決定の扱いをめぐって裁判官の意見が分かれたことがある(NJW 2009, S.1469ff.)。少し違う論点からではあるがこの事件について述べている文献としてBernd Rütters, Trendwende im BVerfG ?, NJW 2009, S.1461ff.